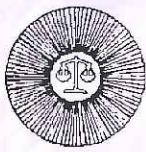


ひまわり

熊本県弁護士会会報
103号・104号合併号



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

H I M A W A R I





熊本地震における 熊本県弁護士会の取り組み

弁護士 板井 俊介

1 災害対策本部の立ち上げ

この度の熊本地震により、多数の県民の皆様も多大なる被害を受けられたことと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成28年4月14日の前震、及び16日の未明の本震から半年が経過しました。この間、弁護士会では、主に、①無料電話相談、②出張相談、③被災者ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）、④震災ADR、⑤その他、立法等のための要請行動にまい進して参りました。

2 電話相談

電話相談は、4月25日から2回線で対応を開始した後、フリーダイヤル回線を含め5回線を設けました。

当初、1回線に2人張り付いて対応して、午前・午後で20人の弁護士が必要でしたが、5月の連休から東京の弁護士にご協力頂き、その後、福岡、大阪の弁護士にも手伝って頂きました。平成28年10月現在、約6000件の相談数となっており、今後とも1回線で続けていく予定です。

借家の問題、お隣同士の問題のほか、罹災証明書、住宅ローン等に関する問題に関するご相談が多数を占めています。

3 出張相談

電話相談のあと、熊本市はもちろん、益城町、西原村、阿蘇市などから、出張相談の要請がありました。地震から半年が経過し、相談件数も減少傾向にあります。しかし、益城町には、今後、法律相談センターを設置する予定です。

4 被災者ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの運用）

いわゆる二重ローン問題に関して、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を駆使して、被災者の方が一日でも早く震災前の生活に近づく手助けをすることも弁護士会の重要な役割です。

制度の概要等について、ここでは割愛しますが、いわゆる破産のデメリットを回避しつつ、復興のために債権はカットしてもらう制度が「自然災害に基づく被災者の債務整理に関するガイドライン」です。

現在、当会では159名の会員に支援専門家名簿に登録してもらっていますが、平成28年10月末日現在、すでに500件以上の申込みがあり、4巡回に突入しています。

実際のところ、この制度利用の要件を文句なしで充たさない事案も多く、例外的事例をどれだけ拡張できるのか、今後の大きな課題となっています。

5 震災ADR

ADR (alternative dispute resolution) とは、裁判以外の解決方法という意味です。弁護士会が調停を主催する制度ですが、すでにたくさんの利用申し出を頂いています。

6 その他

最近の復興スローガンとして、「がんばろう熊本」ではなく、「支え合おう熊本、いま心ひとつに」というのが流れていますが、これも、誰かの頑張りというよりかは、それぞれが協力し、支え合ってこそ長期的な取り組みも可能となるものだと思います。

市民の皆さまの長期的かつ粘り強い、温かなご協力をよろしくお願い申し上げます。



地震と不可抗力

弁護士 駒井 美紀

今回の熊本地震では、隣家のブロック塀が倒れて自宅が損壊した、また屋根瓦が落ちてきて自分の車が壊れた、などの被害が数多く発生しました。このような場合、お隣さんにその弁償を求められるのでしょうか？こういった問題は法的には工作物責任といつて、お隣さんがその工作物の所有者である場合、たとえその工作物の安全性に関して何の落ち度がない場合でも責任を負うのが原則です。しかし、今回のような予測困難な大災害が原因となった場合については、「不可抗力」に基づく損害として損害賠償責任を免れる可能性があります。地震については、従来は一般的には震度6以上であれば不可抗力に基づくものと考えられていました。もちろん、もともと通常の安全性すら欠いていた場合、例えばブロック塀が老朽化して地震がなくても倒壊の恐れがあった等の事情があれば不可抗力とは言えません。ただ、そのような立証は困難であり、訴訟では解決が難しい場合もあります。この点、弁護士会が主催している震災ADRでは中立な立場の弁護士が双方の言い分をよく聞いた上で、話し合いによる円満な解決を目指すことができます。上記のような被害にあわれた方は是非利用をご検討ください。



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

弁護士 山野 史寛

- 1 この度の平成28年熊本地震において被災された皆様にまずは心よりお見舞い申し上げます。
- 2 皆様は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（略称：「自然災害債務整理ガイドライン」、通称「被災ローン減免制度」）（以下「ガイドライン」といいます。）をご存じでしょうか。ガイドラインは、平成28年熊本地震などの自然災害の影響で住宅ローン、事業性ローンなどの返済にお困りの方を対象として、一定の要件を満たす場合に、住宅ローン、事業性ローンなどの免除・減額を申し出ることができる制度です。

対象は個人であり（個人事業主含む。）、法人は利用できません。

- 3 通常の債務整理や破産手続等と比較すると次のようなメリットがあります。

- ⑦いわゆるブラックリストに記載されませんので、制度を利用して新しいローンが組めなくなるということはありません。
 - ①最大500万円の現預金、家財地震保険金最大250万円、被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金、義援金といった財産を手元に残せます。
 - ②原則として保証人に対する支払請求がされません。
 - ③債務整理を支援する登録支援専門家（弁護士など）の費用は無料です。
 - 4 ガイドラインの手続の流れは以下のとおりです。
- ①借入の元本額が最大の金融機関にこの制度の利用をご自身で申し出てください。その金融機関から同意書が発行されます。
 - ②金融機関の同意を得た後、弁護士会に(a)金融機

関から受領した同意書と、(b)弁護士会備え置きの（弁護士会ホームページからも取得できます。）登録支援専門家委嘱依頼書を提出してください。
 ③登録支援専門家の弁護士の支援を受けて準備を進め、債務整理の申出を行います。
 ④金融機関と協議し、調停条項案を原則3か月以内に金融機関へ提出します。1か月以内に金融機関から返事があります。
 ⑤簡易裁判所での特定調停により調停を成立させます。

上記①から⑤まで、早くても6か月は時間がかかると考えられています。

5 ガイドラインの利用には、災害の影響を受けたことによって、債務を弁済することができないこと又は近い将来において震災前から残っている債務を弁済することが確実と見込まれること、などいくつかの要件が定められています。

例えば、(1) 手元に残せる分（上記3⑦）以外の資産が、負債額より大きい場合などは基本的に利用ができません。

また(2) 事業性ローンがなく年収が730万円以上の場合や、(3) 既存の住宅ローン年間返済額や住居費の年収に占める割合が40%未満の場合には個別のケースに応じて判断されることになります。詳しくは熊本県弁護士会法律相談センターにご相談ください。

6 ガイドラインの利用によって債務の減免ができる、被災からの生活・事業の再建を図ることができる可能性があります。ガイドラインのご利用を是非ご検討下さい。



地震と法テラス

弁護士 板井 俊介

法テラス（日本司法支援センター）は、国が設けた機関ですが、今般の熊本地震の被災者のための制度として、「資力を問わない」無料法律相談制度を実施しています。通常は、法テラスの法律相談援助は、一定の資力要件（自己申告）を満たす必要がありますが、①平成28年4月14日に熊本県内にご住所のあった方であれば、②平成29年4月13日までの間、は資力要件を問わずに法律相談援助が利用可能とされています。

同一の相談で3回まで利用できます。

また、法テラスでは震災法テラスダイヤルと銘打って、無料電話サービスも実施しています。震災法テラスダイヤル 0120-078309（平日午前9時00分から午後9時00分、休日午前9時00分から午後5時00分）。



任意後見制度の利用

弁護士 田尻 和子

1.はじめに

高齢者の相談は、遺言の相談が圧倒的に多いのですが、遺言は遺言者の死後に遺言者の財産をどうするかの話です。

認知症など自分で財産の管理できなくなった時の心配はありませんか。誰が自分のために財産の管理をしてくれるのでしょうか。

多くの高齢者は、病気や認知症になった時のことを見て財産を蓄えているのです。しかし、肝心な時、その蓄えた財産を自分で使えなくなるというのではとても安心な老後とは言えません。

本人にとって大切なのは、死後のことより、生きている間のことでしょう。本人が自身で財産の管理が出来なくなった時に利用する制度は、後見制度があります。裁判所が後見人を選任する法定後見の制度と、判断能力がある間に自分で信頼できる人を後見人に決めておく任意後見制度があります。

任意後見制度ができて15年以上になりますが、制度を利用する人はわずかです。制度自体が知られていないのが原因でしょう。

2.任意後見制度とは

任意後見制度は、判断能力がある間に自分で任意後見人を決めて、判断能力低下後の財産管理や療養監護に関する事務を委任しておく制度です。

任意後見契約は、本人と任意後見人になろうとする人の間の契約です。

公証人役場で契約書を作成し、法務局に登記します。判断能力が不十分になった時、任意後見人が後見人の仕事をするには、後見人を監督する人つまり後見監督人を家庭裁判所に選んでもらうことが必要です。

任意後見契約には、即効型、移行型、将来型と3種類あります。

今はすべて自分自身でやれるが、将来に備えてという場合は、将来型がいいでしょう。移行型は、任意後見人を引き受けてくれる人との間で、契約時から預金の出し入れや支払、権利証などの保管や各手続などの代理を頼み、本人の財産管理能力がなくなったら任意後見に移行するとの契約です。即効型はすぐに任意後見受任者が、後見監督人の選任を家庭裁判所に申請して後見業務を行う場合です。ただし、即効型の場合は、本人の判断能力が問題になるでしょう。

その他、法定後見と違うのは、契約ですから、任意後見が始まるまでは、いつでも公証人が認証すれば解約できますし、契約内容は当事者の自由に決められます。ただし、医療の同意までは頼むことはできないとされていますが、死後事務の委任契約は、任意後見契約とあわせて作成することができます。

頼む人は、親族に限らず、友人知人でも、弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等専門家に頼んでもいいし、社会福祉協議会などの法人でも構いません。ただし、家庭裁判所が後見監督人を選任する場合、任意後見人として不適切と判断する場合は、後見監督人の選任はしないことがあります。

3.まとめ

以上のように、自己決定のための便利な制度ですが、任意後見制度の利用が少ないのが実情です。

制度の内容を知っていただき、万が一のことを考え、転ばぬ先の杖として利用価値のある制度だと考えます。

勿論、契約が自由にできる分、悪用も考えられます。弁護士などの専門家に相談してみましょう。

一口メモ
memo

地震と罹災証明書

弁護士 松村 尚美

罹災証明書は、災害が発生した時に、当該市町村の首長が、被災者からの申請を受けて、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査して発行されるもので、災害による住家の被害の程度を証明します。対象は、住家即ち生活の本拠である住まいの被害で、倉庫や店舗、擁壁や地盤等の被害は対象となりません。他方、住家であれば良く、借家やアパート等の入居者も申請できます。被災者による自主的な申請が必要です。

罹災の程度は、熊本地震の場合、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊の4段階で判定されます。調査結果に不服があれば、何度も当該市町村に再調査を申請できます。

罹災証明書は、各種被災者支援策を行うときの判断要素として幅広く活用されます。例えば、被災者生活再建支援金の支給、住家の応急修理、災害援護資金の貸付のほか、義援金の支給、仮設住宅への入居、税金や公共料金等の減免等です。つまり、罹災証明書は、地震後の生活再建に必要な支援を受けるためには、不可欠のものといえます。

罹災証明書の申請の期限は定められてはいませんが、上述の支援金等の申請には期限がありますので、注意が必要です。



自転車と交通事故

弁護士 北條 将人

昨今は自転車ブームなどと言われ、趣味や通勤で自転車に乗る方が増えています。私はスポーツ用自転車に乗ることを趣味としていますが、秋のサイクリングは楽しいものです。特に私が好きなのは熊本市と山鹿市を結ぶ自転車道「ゆうかファミリーロード」です。この時期は秋晴れの青空の下、心地よいサイクリングが楽しめます。終点の山鹿にたどり着いた後、温泉に入るのも楽しいものです。

しかし、自転車ブームの中、自転車の交通事故も増えているようです。私も自転車の信号無視、車道での逆走（自動車と同様、車道では自転車も左側通行が原則です）、歩道での猛スピードでの走行など、交通法規を無視した、あるいは危険な走行をよく眼にします。免許も要らず気軽に乗れることからあまり意識されていませんが、自転車も「車両」の一種（軽車両）ですので、車両に対する規制に従うことになります。従って、その運転に際しては、自動車と同様、左側通行、最高速度等、交通法規を遵守する必要があります。また酒気帯び運転等は禁止されています。さらに当然のように歩道を通る自転車をよく見かけますが、道路交通法上、歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道を通行することとされており、道路標識等で自転車も通行が許されている場合や安全のため歩道の通行がやむを得ない場合などに限り歩道も通行できることになっています。また、その場合でも徐行や一時停止など、歩行者への安全配慮が求められています。

自転車の交通事故では、自転車同士、自転車と四輪車・単車、自転車と歩行者などのパターンが

考えられますが、上記のように自転車も車両の一種である以上、交通法規に従って安全に通行すべき義務を負いますので、例えば過失相殺率については一定の注意義務を考慮した判断がなされます。特に歩道上における歩行者との事故については歩行者の過失はなかったとされる裁判例が多く、自転車に大きな注意義務が課せられています。

自転車も相当の速度を出すことができますので、歩行者にとっては走る凶器ともいえ、歩行者と衝突した場合には重篤な結果を引き起こす場合があります。実際にも自転車と歩行者が衝突し、歩行者が重傷を負ったり死亡した結果、自転車に乗っていた者やその親に数千万円やそれ以上の賠償義務を命じた裁判例があります。しかし、自転車には自動車損害賠償保障法の適用がなく、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を利用することができないため、一旦交通事故を起こしてしまった場合、保険等の適用なしで巨額の賠償金の支払い義務を負うことになります。このような時に備えて、事故によって第三者に損害を与えた場合の保険として「個人賠償責任保険」というものがあります。現在では自動車保険等の特約として付保されている場合が多いようです。

自転車は交通法規を遵守して安全に運転することを心がけると同時に、万が一の事故に備えて適切な保険に加入しておく、といったことが大切です。



地震とADR

弁護士 松林 清文

平成28年熊本地震発災後、県弁護士会は「震災ADR」を設置いたしました。

震災ADRは、震災が原因で生じた法的なトラブルについて、できるだけ円満に、話し合いで解決するための手続です。具体的には、紛争処理の専門家である弁護士が「あっせん人」となって、公正中立の立場から、紛争当事者の言い分をよく聞いて、話し合いがまとまるよう両者の和解を仲介します。

震災ADRでは、申立てにかかる手数料を無料としたうえで、和解が成立したときに発生する手数料も事情に応じて減額等を行うなど、利用者の経済的ご負担の軽減を図るとともに、手続を簡素化して利便性を高めています。震災ADR設置後約4か月で50件(平成28年10月6日現在)の利用申立てを受け付けています。

震災によって思わぬトラブルに巻き込まれ、様々なストレスを抱えておられる方は多いと思います。県弁護士会としては、震災ADRの利用を通じてそのような紛争を円満に解決されて、前向きな生活を取り戻して頂きたいと願っております。

お問い合わせは、県弁護士会紛争解決センター／TEL096-325-0913まで。また、県弁護士会ホームページでも震災ADRを詳しく紹介しています。



熊本県弁護士会法律相談センター

弁護士 岡部 秀幸

ご予約とお問い合わせ <096-325-0009> 受付時間:毎週月曜~金曜 9:00~17:00

インターネット予約なら24時間受け付けています。

熊本地震被害関連の法律相談は無料です。

1 弁護士会が運営しているから「安心して」相談できる

最近では、様々なメディアで弁護士の活動や、法律事務所の広告を目にするようになりました。以前に比べれば、市民の皆様にとって弁護士が身近な存在になってきたのかもしれません。しかし、いざ実際に法的トラブルに見舞われた場合に、個人的に相談できる弁護士をご存じの方は、多くはいらっしゃらないようです。

そのような場合に、誰でも安心して気軽に相談できる場所が、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

2 県内7ヶ所に相談センターがあるから【身近な場所で】相談できる

熊本県弁護士会では、相談を希望する方々が、移動時間をかけずに、身近な場所で相談が行えるよう、以下とおり県内7ヶ所に「法律相談センター」を設け、弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。また、県内の裁判所管轄に合わせて、「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」を、それぞれ市民の皆様のアクセスと利便性を考慮した場所に設置しています。

各法律相談センターの所在地については、「法律相談センター」までお尋ねください。熊本県弁護士会のホームページでも確認出来ます。

また、「相談センター」まで直接お越し頂くことが困難な高齢者の方、障害者の方のために、弁護士が出張して相談を行う出張法律相談制度も用意しています。

3 無料法律相談の制度があるから「気軽に」相談できる

相談料は1回30分、5,400円(税込み)です。

もっとも、多重債務(サラ金やクレジットなど)の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続の相談、労働問題(労働者側)の相談、民事・家事事件の係属中に代理人が付いていない方の相談は、初回の相談が無料です。

なお、経済的理由で相談を躊躇されている方についても、収入や貯蓄が一定の金額以下の場合には、民事法律扶助制度による無料の法律相談がご利用いただけます。

memo
一口メモ

地震と震災関連死

弁護士 鹿瀬島正剛

「震災関連死」とは、建物の倒壊や土砂崩れなど地震による直接的な被害による死亡(直接死)ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡することをいいます。地震と死亡との間に「因果関係」が認められれば、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の遺族に災害弔慰金が支払われます。支給金額は、主たる生計維持者が死亡した場合には500万円、それ以外の者が死亡した場合には250万円となっています。

「震災関連死」にあたるかどうかは、市町村が組織する災害弔慰金等支給審査委員会(弁護士や医師らで構成)が、死亡に至る経緯や避難状況などを調べ判断し認定することとなっています。関連死認定について市町村の決定に不服がある場合、申請者たる遺族は3カ月以内に、行政不服審査法に基づいて審査請求ができ、市町村は、第三者でつくる熊本広域行政不服審査会に諮問し、答申を受けた市町村長が最終判断することになります。

熊本地震による死者数(10月5日時点)は、「震災関連死」と認定された数(55人)が「直接死」の数(50人)を上回っており、今後益々増加することが予想されます。

4 熊本地震の被災者に対する無料法律相談を継続中

熊本県弁護士会では、平成28年熊本地震に関連して、無料電話相談・情報提供(フリーダイヤル0120-587-858)、各被災地での出張相談を実施してきました。また、県内7力所の「法律相談センター」では、熊本地震の「被災者」(平成28年4月14日時点で熊本県内在住の方)を対象として、無料の面談法律相談を実施しております(※法テラスの協力のもと「被災者法律相談援助」を利用しています)。この「被災者法律相談援助」を利用することで、実施期限の平成29年4月13日までは、地震被害に限定されず、幅広い法律問題について無料の法律相談がご利用いただけます。なお、平成29年4月14日以降も「法律相談センター」では地震被害に関する無料法律相談を継続する予定です。

熊本地震関連の無料法律相談の情報は、熊本県弁護士会のホームページに掲載されますので是非ご確認ください。

5 法律問題のプロに「何でも」相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、専門相談制度を設け、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、渉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関する事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

6 まずはお気軽にご連絡下さい

このように、弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様に、「安心して」「身近な場所で」「気軽に」「何でも」、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい(ご相談は予約制となっております)。

なお、インターネットでは、24時間いつでも予約を受け付けております。

「法律相談センター」について、詳しい情報をお知りになりたい方は、是非、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)もご確認下さい。



益城町長 西村 博則

熊本県弁護士会におかれましては、今回の熊本地震に際し、発災当初より毎週4回の無料法律相談会を開催していただき、多大なるご支援をいただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、本町では、住民の皆様の声を最大限に取り入れながら、益城町復興計画を策定中です。コンセプトとして、「災害に強いまちづくり」を掲げ、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちの実現に向け、「一人ひとりの復興プロジェクト」などの策定を急いでいます。住民の皆様から「益城町に住んでいてよかったです。」と言われるような創造的、独創的な復興計画にしたいと考えています。長い道のりになるとは思いますが。住民の皆様はじめ、国や県などと協力し、一日も早い復興を実現し、更なる発展を目指していきます。

なお、従前の「毎週金曜日の無料法律相談」を再開する予定です。その際は、熊本県弁護士会のご協力が不可欠となりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、今回の熊本地震において、ご支援、ご協力をいただきました皆様に心より感謝を申し上げますとともに、熊本県弁護士会の更なるご活躍を祈念申し上げます。



熊本大学
学長 原田 信志

大学は様々な紛争の百貨店である。医療事故、人事、ハラスメント、研究不正などなど。内部統制規則に基づき全学的な体制整備や調整などを行っている。

また公正研究推進体制も整え、各部局にコンプライアンスと研究倫理教育責任者を配置し、研究や研究費不正の防止に努めている。ただ、これまで問題が起こった時の主人公は、全てではないが、ほとんど教授である。一般の人には理解しがたいかもしれないが、いわゆるステレオタイプとしての「清廉潔白な教授」と正に「人間臭い教授」とのギャップが存在する。同様なギャップは、正義の人である「弁護士」にも当てはまるかもしれない?



ちょっと一息



熊本県信用保証協会
会長 真崎 伸一

先日、夫婦で球磨地方を訪れました。

水上村にある市房山麓の温泉旅館に泊まり、翌日は山岳ガイドでもある旅館のご主人の勧めで、樹齢一千年とも言われる杉の大木を見に行きました。大人4~5人で囲めるかどうかという幹の太さに圧倒されましたが、両手を広げて抱き付いていると壮大な自然に癒されるとともに大きな気(パワー)を貰った気がしました。

その後訪れた湯前町の「漫画ミュージアム」では、熊本大震災後に寄せられた漫画家の色紙の特別展示が行われていました。それぞれの代表的な漫画キャラクターにメッセージが添えられており、中には「熊本加油」(熊本がんばれという中国語)と書かれたものがあるなど、国内外からの沢山の応援メッセージに大変感激しました。

癒され、気(パワー)をもらい、元気付けられた一日でした。高速を使えば片道2時間程で行けます。皆さんも仕事に疲れた時などに、足を延ばされてみたいかがですか。



テレビ熊本
アナウンサー 郡司 琢哉

月曜から金曜、夕方6時14分から放送中の『TKUみんなのニュース』でキャスターをしております。司法はニュースの柱のひとつ。弊社では昨年度1年間

で約200本、裁判に関するニュースをお伝えしました。提訴、初公判、論告求刑、判決そして控訴…。その中身は水俣病やハンセン病のように長い時間軸の中で争われているものから、昨今起きた凶悪事件までさまざまです。注目裁判では、傍聴券を求めて私自らが列に並び、傍聴・取材したものもありました。またその都度、記者が詳細について弁護士の皆様に取材に伺ったことだと思います。

普段から、私たちの取材にご協力いただいていることに感謝し、また今後ともよろしくお願い申し上げます。



